三　保安検査に関する基本的な事項

法第131条の２の５第４項及び第６項に規定する保安検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．・２．　（略）

３．保安検査の実施主体

保安検査は、対象毎に以下に掲げる者が実施主体として行うことが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に保安検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。保安検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、①の保安検査の実施主体については、今後、二10．に示す空港ごとの検討の結果を踏まえて、空港等の管理者への移行を計画的に進めていく。

①危険物等所持制限区域に立ち入る者に対する保安検査

・指定検査場（規則第235条の４の９第１項ただし書又は第235条の４の16第１項ただし書の規定に基づき国土交通大臣が指定する場所をいう。以下同じ。）においては、空港等の管理者

・指定検査場以外の場所においては、旅客に対する保安検査にあっては当該検査を受けた後に搭乗しようとする航空機を運航する者、旅客以外の者（空港関係者、航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等）に対する保安検査にあっては航空旅客取扱施設の管理者（ただし、国土交通大臣が認める場合は航空運送事業を経営する者が保安検査を行うことができる。）

②　（略）

４．～６．　（略）

四　預入手荷物検査に関する基本的な事項

法第131条の２の６第１項に規定する預入手荷物検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．意義・目的

預入手荷物検査は、旅客が預け入れる手荷物について、爆発物等を所持していないか検査を行うものであり、航空機内に航空機の爆破等の危害行為に使用される可能性のある爆発物等の積載を制限することで、航空機強取行為等が引き起こされることを未然に防止するものである。

このように、預入手荷物検査は、航空機内において航空機強取行為等のうち、特に航空機の爆破等の事案が引き起こされることを未然に防止し、航空機や航空機に搭乗する旅客の安全・安心を確保するに当たって必要不可欠な措置であり、国家安全保障上の観点からも重要な意義を有している。

２．　（略）

保安検査等の状況を参照することも有用であり、その結果を踏まえ検討及び関係者間での議論を行えるよう、コロナ禍による影響も考慮しながら、政府は可能な限りこれらの諸外国の状況調査等の取組を速やかに進めるものとする。その上で、調査終了後、関係者間で緊密に連携して集中的かつ丁寧に議論を行い、早期に今後のあり方の骨格となる方向性を得ることとする。

三　保安検査に関する基本的な事項

法第131条の２の５第４項及び第６項に規定する保安検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．・２．　（略）

３．保安検査の実施主体

保安検査は、対象毎に以下に掲げる者が実施主体として行うことが規則に定められており、各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に保安検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。保安検査の実施に当たっては、法及び規則の規定に従い、各実施主体は必要な措置を講じた上で他の者に検査を委託することができる。なお、保安検査の実施主体については、二10．に示すとおり、引き続きそのあり方について有識者による会議体等も活用し、政府が主導して関係者間で検討を進めることとする。

①危険物等所持制限区域に立ち入る者に対する保安検査

・旅客：当該検査を受けた後に搭乗しようとする航空機を運航する者

・上記以外の者（空港関係者、航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等）：航空旅客取扱施設の管理者（ただし、国土交通大臣が認める場合は航空運送事業を経営する者が保安検査を行うことができる）

②　（略）

４．～６．　（略）

四　預入手荷物検査に関する基本的な事項

法第131条の２の６第１項に規定する預入手荷物検査に関して、適確な実施を確保するため、以下のとおり基本的な事項を定める。

１．意義・目的

預入手荷物検査は、旅客が預け入れる手荷物について、爆発物等を所持していないか検査を行うものであり、航空機内に航空機の爆破等の危害行為に使用される可能性のある爆発物等の積載を制限することで、航空機強取行為等が引き起こされることを未然に防止するものである。

このように、預入手荷物検査は、航空機内において航空機強取行為等のうち、特に航空機の爆破等の事案が引き起こされることを未然に防止し、航空機や航空機に搭乗する旅客の安全・安心を確保するに当たって必要不可欠な措置であり、国家安全保障上の観点からも重要な意義を有している。このため、法第131条の２の６第１項により、航空運送事業者又は法第130条の２の許可を受けた者（以下「航空運送事業者等」という。）が運航する航空機に搭乗する旅客が預け入れる手荷物を航空機内に積載するに当たって、航空運送事業者等に対して、その実施を義務付けている。

２．　（略）